

令和6年2月22日

レッツ倶楽部いわき 湯本 第7回運営推進会議

【日 時】 令和6年2月22日（木） 14時00分 ～ 15時00分

【場 所】 レッツ倶楽部いわき 湯本

【出席者】 区長 齋藤 辰男様

ご利用者 有坂 馨様

ご利用者 大樂 和之様

レッツ倶楽部いわき

湯本管理者 小山 友貴

生活相談員 相澤 由莉子

看護師兼機能訓練指導員 石井 恵子

リハビリトレーナー 柏倉 志穂

リハビリトレーナー 岡崎 恭子

合計8名

【議事】

1. 開会の挨拶

2. 委員紹介

3. 令和5年度後期レッツ倶楽部いわき活動報告と令和6年度前期活動予定

- ・ デイサービスの概要・変更点(別紙1・ニュースレター)参照
- ・ 現在の利用状況(空き状況表及び別紙2)参照
- ・ 各種外出イベントの再開・予定(別紙3)参照
- ・ 消防訓練の実施・予定(別紙4)参照
- ・ 令和5年12月1日 道路交通法改正
安全運転管理者の専任とアルコールチェックの義務化(啓発ポスター参照)
- ・ 令和6年4月1日より義務化される運営基準等について(介護保険最新情報参照)
感染症の予防及びまん延の防止のための取組義務化
虐待の発生又は再発を防止するための措置義務化
認知症介護基礎研修
業務継続計画(BCP)の策定義務化(BCP資料参照)
- ・ 個別機能訓練加算算定再開について

4. 質疑応答

5. 閉会の挨拶

事業所の営業日及び営業時間

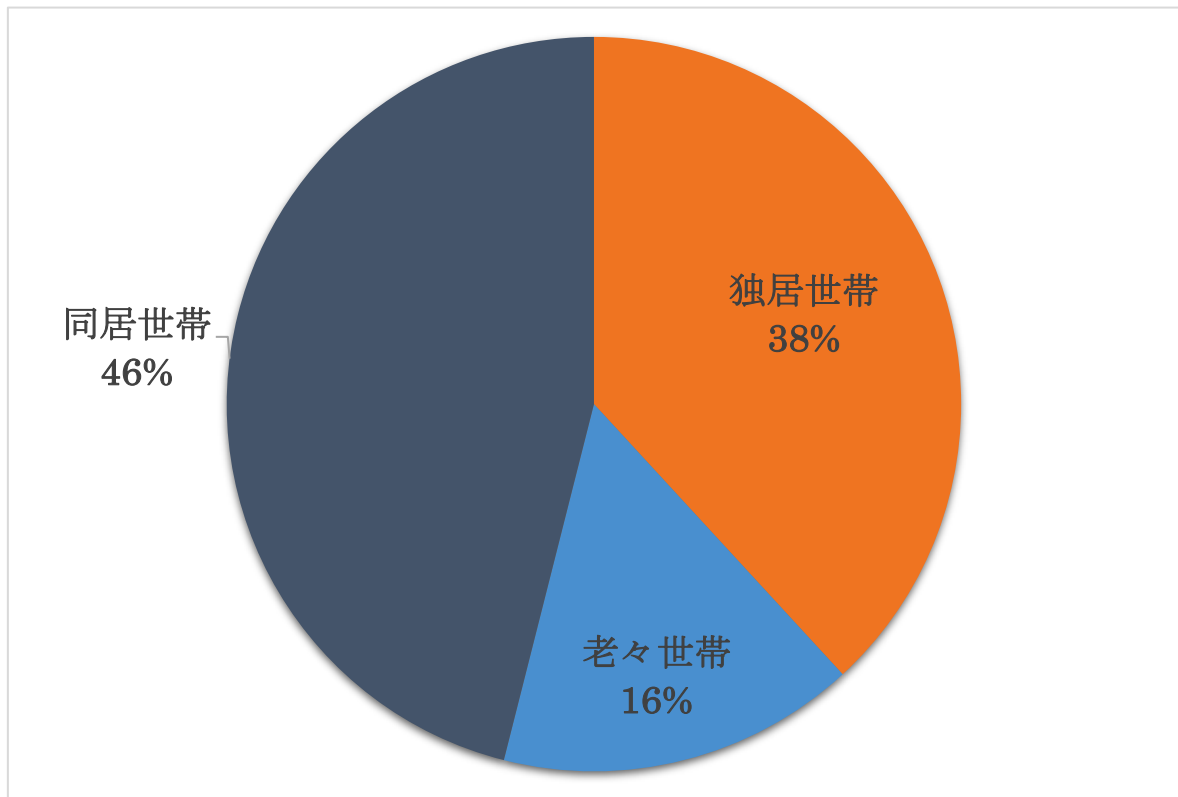
営業日	月・火・水・木・金曜日（祝日は営業） 但し 12 月 31 日から 1 月 3 日を除く
営業時間	08 時 30 分 から 17 時 30 分 まで サービス提供時間は、1 単位目：09 時 00 分～12 時 15 分 2 単位目：13 時 30 分～16 時 45 分

事業所の従業者体制

管理者	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	常勤兼務 1 名
看護職員	利用者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。	常勤 機能訓練指導員 兼務 1 名
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するために必要な機能訓練を行う。	常勤 看護職員兼務 1 名
生活相談員	利用者及び家族に対し生活指導及び介護に関する相談及び助言を行う。利用者の心身の状況等を踏まえて総合事業通所介護計画の作成等を行う。居宅介護（介護予防）支援事業者等と連携し必要な調整を行う。	常勤専従 1 名 常勤兼務 1 名 非常勤専従 1 名 非常勤兼務 1 名
介護職員	利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介助を行う。	常勤専従 2 名 常勤兼務 1 名 非常勤兼務 1 名

計 7 名

ご利用者様独居率の割合:約 38%(登録利用者 76 名中)



昭和 26 年頃 炭鉱で栄えた街という地域柄か、ご高齢な方が多く老々世帯が全体の 16%・独居世帯が全体の 38%と同居割合を上回っています。前回は、老々世帯が全体の 14%・独居世帯が全体の 39%であったため、相対的に同居世帯が増加しています。

⇒ 独居利用者様に対しての対応

➤ デイサービスを休まれた際の状況確認

➤ 送迎時の戸締り火の元の確認

➤ その他(不定期にポスティングを実施)

ご利用エリア分布



年間行事の開催

昨今、新型コロナウイルス感染症の拡大を危惧し、やむを得ず中止していた外出行事を再開しました。

今年は初めての試みとして栗拾いツアーを実施しました。

場所は、当社経営のキャンプ場：HASH 村！！

皆さん袋一杯に新鮮な栗を沢山収穫しました。多くの方が栗拾いの経験が初めてで、開放的な自然の中で秋の楽しみを満喫されていました。

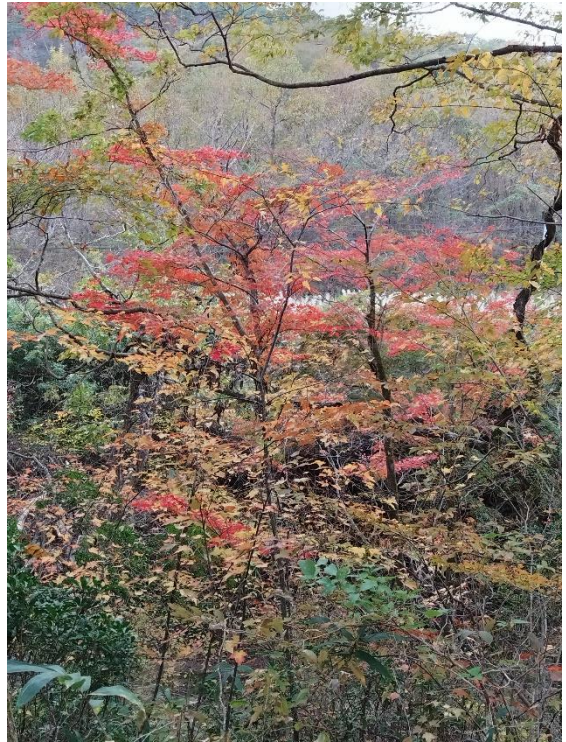
利用者の一人である B さんは「栗拾いは初めての経験で、ツアーは本当に楽しかったです。自然の中で友達と交流できて、心温まる時間でした。」と笑顔で話していました。

今秋は 2 ヶ月連続での外出行事開催となりました。

当施設では定期的に体力測定を行っており、数値として目にみえる形で日頃のトレーニングの成果をご利用者様やご家族様、担当ケアマネージャー様にお伝えしております。しかし、普段の生活の中でトレーニングの成果を感じることは、なかなか難しいことなのではないか。との思いから、分かり易く実感を得ていただくために、施設の外で歩行訓練を行うことを行事として企画させて頂きました。

ご自身の運動の成果を体感して、運動に対するモチベーションを高く持っていただければ幸いです。今後も、このようなイベントを定期的で開催していこうと考えております。





1. 防災訓練の実施

当施設は消防法 6 項ハに定める特定防火対象物となっております。収容人員が 30 人以下となっているため、防火管理者による管理は必要ありません。しかし、要介護者を受け入れる福祉施設という性質上、消防計画もそれに追従する形で作成しました。

法定義務はないものの、6・12月に年 2 回の防災訓練を計画しております。

本年 6 月も下記の通り実施させて頂きました。

記

日時 令和 5 年 12 月 15 日（金曜日）午前 11 時 30 分～午前 12 時 00 分

場所 施設および駐車場

訓練内容 避難場所への避難

今回、施設内キッチンからの出火を想定した訓練を実施しました。出火報告後、避難を開始、点呼確認終了時のタイムが 1 分 50 秒でした。駐車場へ避難するだけの簡易的な訓練でしたが、皆さんとてもスピーディに移動を完了されました。



次回は令和5年12月に開催予定